

139 法典調査会部長尾崎三良以下三十四名へ手当金下賜の件

上申

(注記1)

明治卅五年三月二十日

(注記2)

(注記3)

〔明治三十五年三月〕

内閣總理大臣 花押(桂)

(多田)

(山中)

内閣書記官

(柴田)

(山中)

法典調査会起委員

(山中)

法典調査会部長尾崎三良以下三十四名手当金下賜ノ件

(朱書)
〔甲〕第五号

金式百五拾円

法典調査会部長

尾崎三良

金式百五拾円

同

波多野敬直

金式百五拾円

法典調査会起委員

倉富勇三郎

金式百五拾円

同

石渡敏一

金式百五拾円

田部 努 梅謙一郎

金式百五拾円

岡野敬次郎

岡野敬次郎

金式百五拾円

同

高木 豊

金式百五拾円

同

重岡薰五郎

金式百五拾円

同

水野練太郎

金式百五拾円

同

有松英義

金式百五拾円

同

菊池武夫

金式百五拾円

同

江木 裕

金式百五拾円

同

穗積八束

金式百五拾円

同

古賀廉造

金式百五拾円

同

前田孝階

金式百五拾円

同

一木喜徳郎

金式百五拾円

同

小宮三保松

内閣總理大臣伯爵 桂太郎殿

法典調査会總裁伯爵 桂太郎

右朱書之通手当金下賜相成度此段上申候也
明治三十五年三月十九日

(注記1)

「内閣書記官(室閣第四)」号

(注記2)

「三月」十一日会計課へ通知

(注記3)

「雑纂」

(注記4)

「五」(簿冊内件名番号)

〔明治井五年
公文雑纂
2A.13, 箱588
内閣一卷1〕